は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに三の９の⑷のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

２　三の９の⑸に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書ＡからＣまで及びＥに掲げる物質並びに同議定書附属書Ｄに掲げる製品

３　三の９の⑹に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の１％以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10％以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

４　三の９の⑺に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条１⑷に規定する水銀

二の二　令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第１　［略］

第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

１～４　［略］

５　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑶までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴から⑼までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

１～７　［略］

は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに三の９の⑶のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

２　三の９の⑷に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書ＡからＣまで及びＥに掲げる物質並びに同議定書附属書Ｄに掲げる製品

３　三の９の⑸に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の１％以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10％以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

［新設］

二の二　令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第１　［略］

第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質並びに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質

１～４　［略］

［新設］

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑶までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴から⑼までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

１～７　［略］